

保健所犬舎等清掃業務委託 仕様書

この仕様書は、保健所犬舎等清掃業務委託に関する標準的大綱である。したがって、この仕様書に明記されていない詳細な事項で、庁舎の美観、衛生の保持、または建物の管理上、本市が必要と認めた作業については、受諾者は契約金額の範囲内で適正に実施するものとする。

1 犬舎等の概要

(1) 所在地 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館地下1階

- ・前室 約 35.70㎡
- ・搬出入室 約 71.40㎡
- ・犬舎 約 69.51㎡
- ・飼育室 約 12.60㎡
- 約 189.21㎡

(2) 構造 鉄筋コンクリート造り（コンクリート床またはエポキシ系塗床）

2 清掃の種類、実施回数、清掃場所及び清掃内容

清掃の種類	実施回数	清掃場所	床材	清掃内容
定期清掃 (床面清掃)	年151回	<ul style="list-style-type: none"> ・前室(B1) ・搬出入室 ・犬舎 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート コンクリート エポキシ系塗床 	<ul style="list-style-type: none"> 1 床面の水洗い並びに必要な応じた洗剤洗い 2 消毒薬、衛生害虫防除薬（共に指示品に限る）の散布 3 抑留後の空の抑留犬舎、輸送箱の清掃 4 溝等の清掃
実施日			エポキシ系塗床	
毎週月・水・金曜日（祝祭日の場合はその翌日とする。ただし、令和7年12月29日、12月31日及び令和8年1月2日は実施しない）。		<ul style="list-style-type: none"> ・飼育室 	エポキシ系塗床	<ul style="list-style-type: none"> 1 床面の水洗い並びに必要な応じた洗剤洗い 2 消毒薬、衛生害虫防除薬（共に指示品に限る）の散布 3 ケージの清掃 4 溝等の清掃
清掃の種類	実施回数	清掃場所	床材	清掃内容
特別清掃	年3回（8月、12月、3月） 実施日については、原則月曜日とし、事前に担当者と協議して決めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・前室(B1) ・搬出入室 ・犬舎 ・飼育室 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート コンクリート エポキシ系塗床 エポキシ系塗床 	<ul style="list-style-type: none"> 1 床面の洗剤洗い 2 側面、ドアの水洗い並びに必要な応じて洗剤洗い 3 消毒剤、衛生害虫防除剤（共に指示薬に限る）の散布 4 棚、天井の清掃 5 溝等の清掃

(1) 洗剤については特に指定はないが、品質良好なものを使用すること。（受託者が準備）

- (2) 消毒薬（指示薬）は、家畜伝染病予防法指定消毒薬成分含有製剤（商品名：アンテックビルコンS（エランコジャパン（株））当所で準備）とする。
- (3) 衛生害虫防除薬は、商品名：住化スミチオン乳剤（住友化学（株））（当所で準備）とする。
- (4) 消毒薬・衛生害虫防除薬の噴霧器については当所のものを使用すること。
- (5) 消毒と衛生害虫駆除は、隔週実施すること。ただし、同時には実施しないこと。
- (6) バケツ一杯程度の糞が貯まり次第その都度持ち帰り、関係法令を遵守し処分すること。業務で発生したごみは清掃日の都度持ち帰り、関係法令を遵守し処分すること。
- (7) 現場責任者を選任して届け出ること。
- (8) 前期後期各期間終了後30日以内に完了通知書を提出すること。

3 清掃時間

- (1) 午前9時30分から清掃を開始すること。また、遅れる場合には岡山市保健所衛生課動物衛生係へ連絡を行うこと。
- (2) 清掃実施時間は特に指定はしないが、仕様書の2にある清掃内容を完遂できる時間とし、その目安として定期清掃は約1時間/日、特別清掃は約3時間/日以内で終わるように努めること。
- (3) トラブル等で清掃終了が前項（2）の目安の時間を大幅に遅れる場合には、その旨を岡山市保健所衛生課動物衛生係へ知らせるとともに、清掃の終了予定時間を告げること。

4 清掃時の点検

- (1) 受託者は、定期清掃及び特別清掃の業務終了後、施設の消毒前に本市へ連絡し清掃状況の点検を受けること。
- (2) 前項の点検にて、清掃状況について本市から指摘を受けた場合、受託者は指摘箇所を再度清掃し改善を行った後に消毒すること。

5 本市及び受託者の負担義務等

- (1) 業務に必要な用品及び機械器具は、受託者が負担するものとする。
掃除用具、清掃用薬剤、ごみ袋、消毒用アルコール、その他清掃に必要な資機材、材料及び消耗品、業務に使用する車両及び車両の使用にかかる経費（燃料費、保険料等）は受託者が負担するものとする。
- (2) 本市は、前項の受託者が業務に使用する機械器具・用品等の置き場が必要な場合、場所を無償で貸与するものとする。
- (3) 受託者が業務に使用する電気の使用及び水道施設に関する費用は、本市が負担するものとする。
- (4) 受託者は、前3項の電気及び水道の使用について、節約に努め、効率的に使用しなければならない。
- (5) 本市は、前4項の使用について、使用状況に疑義が生じた場合、受託者に対し業務における電気又は水道の使用状況の説明及び資料の提出を求めることができる。また、使用状況の説明及び資料から不正な使用が認められた場合は、不正のあった間の電気料金又は水道料金について受託者が負担するものとする。

6 施設内にいる動物の取扱

- (1) 施設内に抑留している動物について、本市は清掃業務が始まる前に所定のゲージ若しくは檻へ移動を行う。

- (2) 受託者は、施設内に抑留されている動物について、本市の許可無く触れてはならない。また、許可無く施設内に抑留されている動物に触れたことで受託者に損害が発生した場合、受託者の責めに帰するものとする。
- (3) 施設内に抑留されている動物が、所定のゲージ若しくは檻から脱走した場合、受託者は速やかに本市へ知らせるとともに施設の扉を閉じ、逸走防止措置をとること。

7 業務実施体制

(1) 業務責任者

業務管理及び業務従事者の指揮監督を行う業務責任者を業務従事者の中から1名選任すること。

(2) 業務従事者

各業務内容に応じた知識と技能を有する者を配置すること。

(3) 業務従事者の服務指導等

- ①業務従事者の服務指導、労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者において責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は、交代等の処置をとること。
- ②受託者は、業務従事者に、あらかじめ本市の承認を得た上で、業務に適した作業服及び名札を受託者の負担において着用させるものとする。
- ③受託者は、業務従事者が病気その他の理由により欠勤等のため、業務に支障をきたすおそれのある場合は、補充者をあてる等、万全の措置を講じること。
- ④業務従事者の通勤用及び作業用車両の駐車場が必要な場合は、受託者の負担において確保すること。
- ⑤勤務心得として、業務従事者は次の各項を遵守するものとする。
 - ア 業務従事者は、故意に責任を回避しないこと。
 - イ 業務従事者は、勤務中に雑談や娯楽にふけるなどして勤務を怠ることのないようにすること。
 - ウ 業務従事者は、勤務中に飲酒又は酒気を帯びて勤務をしないこと。
 - エ 業務従事者は、職務に関係のない書類を閲覧し、又は複写をしないこと。
 - オ 業務従事者は、職務上知り得た秘密はいつさい漏らさないこと。
 - カ 業務従事者は、市庁舎等での拾得物は本市へ届け出ること。

(4) 業務従事者の適正配置と連携について

受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な人員を確保した上で、業務量の変動に応じた適正な人員配置を計画するとともに、業務の目的に留意し、各種業務の連携と情報共有に努め、迅速・的確な対応をとれる体制を確保すること。

また、業務従事者は担当業務のみにとらわれず、施設の異常や不具合等を発見した場合には、業務責任者に速やかに報告すること。

- (5) 業務従事者は、作業中に器物を破損したとき、又は破損を発見したときは、速やかに業務責任者に届け出ること。

8 一般的指示事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、法律、関係諸法令等を遵守し、必要な有資格者を配置して常に誠実に業務を履行すること。

(2) 必要な資格

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」第12条の2第1項第1号（建築物清掃業）及び8号（建築物環境衛生総合管理業）に規定する事業で岡山

県知事の登録を受けている者

(3) 危険防止の措置

本業務の履行に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所、来庁者が立ち入る可能性がある場所等には必要な安全措置を講じ、事故等の発生を防止するとともに、対象施設において破損箇所や危険な場所等を発見した場合には、速やかに本市担当職員に報告し、対応策を協議すること。

(4) 合い鍵の作製や作製の黙認を禁ずる。

9 報告書の提出

業務責任者は、清掃日ごとに作業日誌を作成し、清掃日の翌清掃日中に本市へ作業日誌を提出すること。

なお、特に重要と認められる事項については、随時本市へ報告しなければならない。

10 注意事項

(1) 飼育室の清掃については、本市から事前に清掃不要と連絡を受けた場合は実施しないこと。

(2) 飼育室の清掃において、飼育室内で水の使用を行わないこと。また、水を使用する場合には、清掃するゲージ等を飼育室外へ出して行うこと。ただし、本市から水の使用を求められた場合はその限りではない。

(3) 業務従事者は、盗難並びに火災の予防に留意し、作業終了の際は、窓、扉の施錠、火気取り締まり及び消灯をすること。

(4) 清掃及びごみ集積を行う上で疑義等あれば、必ず業務責任者に確認の上行うこと。

(5) 本市は清掃について、臨時調査を行い又は報告を求め、必要があるときは、その改善又は手直しを命ずることができる。

(6) 仕様書及び平面図に記載の面積や室名、床材等については、本市の機構改正等によりある程度変動が予想されるものであるため、実態に則した業務を行うこと。

(7) 清掃が終了し犬舎、飼育室を出る際は必ず扉が閉じていることを確認し、扉が開け放されていることの無いよう努めること。

(8) 仕様書に明示されていない事項については、本市、受託者協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受託者は、本市の指示を受けるものとする。